

第42回さいたま市環境影響評価技術審議会

次 第

日 時 令和5年11月1日（水）
午後2時00分～4時00分
場 所 WEB会議
ホテルブリランテ武蔵野

1 開 会

2 あいさつ

3 出席者紹介

4 議 事

（仮称）農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業（道の駅）
環境影響評価調査計画書について

(1) 環境影響評価手続状況、事業概要及び調査計画書説明

(2) 委員会報告

(3) 審議

5 閉 会

《会議資料一覧》

〈配付資料〉

- **資料1** 第42回さいたま市環境影響評価技術審議会 出席者名簿
- **資料2** さいたま市環境影響評価技術審議会 委員名簿（第11期）
- **資料3** さいたま市環境影響評価条例（抜粋）・同技術審議会規則
- **資料4** 対象事業の概要及び環境影響評価手続状況
- **資料5** （仮称）農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業（道の駅）に関する
さいたま市環境影響評価技術審議会委員会 委員名簿
- **資料6** （仮称）農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業（道の駅）に関する
さいたま市環境影響評価技術審議会 委員会意見

- （仮称）農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業（道の駅）
環境影響評価調査計画書、同 要約版
- （仮称）農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業（道の駅）
環境影響評価調査計画書について（事業者説明資料）
- （仮称）農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業（道の駅）
環境影響評価調査計画書に対する質問回答票

《参考資料》

- さいたま市環境影響評価条例集
- さいたま市環境影響評価技術指針手引

第 4 2 回さいたま市環境影響評価技術審議会 出席者名簿

1 委員会委員

〔さいたま市環境影響評価技術審議会〕

荒木 祐二	委員	伊藤 元裕	委員
大沢 昌玄	委員	行田 弘一	委員
作山 康	委員	鈴木 美穂	委員
津田 佐知子	委員	松川 岳久	委員
山岸 知彦	委員	渡邊 祐子	委員

2 事業者

〔さいたま市経済局商工観光部食肉市場・道の駅施設整備準備室〕

参与	細田 達夫	主幹	鴻江 敬宏
主査	戸松 孝博		

3 コンサルタント

〔国際航業株式会社〕

グループ長	岡崎 淳一	環境担当課長	岡本 憲一
主任技師	外山 治美	技師	原 綾音

4 事務局

〔さいたま市環境局環境共生部環境対策課〕

参事兼課長	市川 浩之	課長補佐兼環境審査係長	和田 淳
主査	尾崎 雅之	主任	加藤 裕孝
主任	中島 涼介	主任	鈴木 隆仁
技師	久米 英隆		

さいたま市環境影響評価技術審議会委員名簿(第11期)

任期 令和5年8月1日～令和7年7月31日

	氏名	職名	専門分野	担当項目
1	あらき ゆうじ 荒木 祐二	埼玉大学 教育学部 准教授	植物生態学、環境マネジメント	植物、生態系
2	いとう もとひろ 伊藤 元裕	東洋大学 生命科学部 准教授	海洋生物学、動物生態学	動物、生態系
3	おおさわ まさはる 大沢 昌玄	日本大学 理工学部 教授	都市計画、都市交通計画、土木史	コミュニティ、地域交通
4	おおはら としまさ 大原 利眞	埼玉県環境科学国際センター 研究所長	大気環境科学・工学	大気質
5	かわもと けん 川本 健	埼玉大学大学院 理工学研究科 教授	土壌、地盤、地表、廃棄物等	土壌、地盤、地象、廃棄物等
6	ぎょうだ こういち 行田 弘一	芝浦工業大学 工学部 教授	情報通信工学	電波障害
7	さくやま やすし 作山 康	芝浦工業大学 システム理工学部 教授	都市計画	景観、日照障害
8	すずき みほ 鈴木 美穂	埼玉大学大学院 理工学研究科 准教授	分子生物学	大気質、有害物質等、動物
9	つだ きちこ 津田 佐知子	埼玉大学大学院 理工学研究科 准教授	神経科学、発生生物学	動物
10	まつかわ たけひさ 松川 岳久	順天堂大学 医学部 准教授	環境衛生学	大気質、水質
11	まつもと やすなお 松本 泰尚	埼玉大学大学院 理工学研究科 教授	環境振動・騒音	騒音、振動
12	もてぎ まもる 茂木 守	埼玉県環境科学国際センター 研究推進室長	環境化学	有機化学物質、土壌
13	やまぎし ともひこ 山岸 知彦	埼玉県環境検査研究協会 技術本部長	環境測定、水質	水質
14	やまぐち まさとし 山口 雅利	埼玉大学大学院 理工学研究科 准教授	植物生理学	植物、生態系
15	わたなべ ゆうこ 渡邊 祐子	東京電機大学 システム デザイン工学部 講師	音響工学	騒音、振動

さいたま市環境影響評価条例（抜粋）

（平成 15 年条例第 32 号）

（設置）

第 49 条 市長の諮問に応じ、環境影響評価及び事後調査に関し技術上必要な事項を調査審議するため、さいたま市環境影響評価技術審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織）

第 50 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（特別委員）

第 51 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、職を離れるものとする。

（委任）

第 52 条 前 2 条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

さいたま市環境影響評価技術審議会規則

（平成 15 年規則第 26 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、さいたま市環境影響評価条例（平成 15 年さいたま市条例第 32 号）第 52 条の規定に基づき、さいたま市環境影響評価技術審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第 2 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 3 条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第 4 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第 5 条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

（その他）

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

対象事業の概要及び環境影響評価手続状況

令和5年11月1日

対象事業の名称	(仮称)農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業(道の駅)		
根拠法令	さいたま市環境影響評価条例(平成15年条例第32号)		
都市計画特例の適用	なし		
事業者の名称 及び所在地	さいたま市 さいたま市長 清水 勇人 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号		
対象事業の種類	開発行為に係る事業		
対象事業実施区域	さいたま市見沼区宮ヶ谷塔 (B地域)		
対象事業規模	施行区域の面積 約51,061㎡		
関係地域	事業実施区域から1.5kmの範囲 (さいたま市見沼区、岩槻区)		
手 続 状 況	調 査 計 画 書	調査計画書受理	令和5年 7月14日
		関係地域決定	令和5年 7月18日
		調査計画書縦覧	令和5年 7月28日～令和5年 8月28日
		意見書提出期間	令和5年 7月28日～令和5年 9月11日
		第1回委員会	令和5年 9月25日
		意見書概要報告	令和5年 10月25日
		技術審議会	令和5年 11月1日
		市長意見	令和5年 12月中旬(予定) (意見書概要報告を受けた日から2月以内)
備考			

(仮称)農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業(道の駅)に関する

さいたま市環境影響評価技術審議会委員会 委員名簿

※ 名簿は、五十音順

	氏名	職名	専門分野	担当項目	備考
1	おおさわ まさはる 大沢 昌玄	日本大学 理学部 教授	都市計画、都市交通 計画、土木史	コミュニティ、 地域交通	
2	おおはら としまさ 大原 利眞	埼玉県環境科学国際センター 研究所長	大気環境科学・工学	大気質	
3	すずき みほ 鈴木 美穂	埼玉大学大学院 理工学研究科 准教授	分子生物学	大気質、有害物 質等、動物	
4	まつもと やすなお 松本 泰尚	埼玉大学大学院 理工学研究科 教授	環境振動、騒音	騒音、振動	
5	やまぎし ともひこ 山岸 知彦	埼玉県環境検査研究協会 技術本部長	環境測定、水質	水質	
6	やまぐち まさとし 山口 雅利	埼玉大学大学院 理工学研究科 准教授	植物生理学	植物、生態系	

さいたま市環境影響評価技術審議会
会長 行田 弘一 様

さいたま市環境影響評価技術審議会委員会
委員長 山岸 知彦

(仮称) 農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業（道の駅）に関する
さいたま市環境影響評価技術審議会 委員会意見

さいたま市環境影響評価技術審議会から附議された「(仮称) 農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業（道の駅）環境影響評価調査計画書」について、令和5年9月25日、当委員会において審議したので、その結果について下記のとおり報告します。

記

1 大気質

- (1) 二酸化窒素の調査地点の選定理由をより詳しく記載すること。
- (2) 二酸化窒素の予測評価については、四季の現地調査結果の取扱い根拠を明らかにすること。
- (3) 事業特性から、炭化水素の測定を検討すること。

2 水質・水象

- (1) 雨水排水の詳細な処理計画を記載すること。
- (2) 現場でのコンクリート打設時の排水処理について記載すること。
- (3) 水質に係る調査の方法の表 4.4-1 について、全項目を表記し適切な表とすること。
- (4) 河川流量の調査時期について、適切な時期に実施しその根拠を明らかにすること。

3 動物

- (1) 具体的な調査方法について、事業実施区域の現況を考慮したものとする
こと。
- (2) 現地調査等の結果について、出来る範囲で数値化すること。
- (3) 底生動物や水生昆虫について、用水路でも調査すること。

4 植物

植物の各調査項目について、それぞれ適切な時期に実施し、調査期間・
頻度の根拠を明らかにすること。

5 地域交通

- (1) 事業地西側の出入り口について、交通安全上の問題が無いようにする
こと。
- (2) 駐車需要の算出について、妥当性の説明をより詳しく記載すること。
- (3) 小型駐車場への左折レーンの必要性について検討し、その結果を記載す
ること。
- (4) バリアフリー対応型駐車マスについて、適切に配置し、その根拠を明ら
かにすること。
- (5) 自転車、自動二輪車及びEV対応駐車設備について、適切に配置し、その
根拠を明らかにすること。
- (6) 国道16号線の内回り、外回りからの流入台数及び内回り左折レーンの
滞留長と台数について、適切に予測評価するだけでなく、具体的な数値も
明らかにすること。
- (7) バックヤードや従業員用口等の使用状況などもふまえた予測評価とする
こと。

以上

第42回

さいたま市環境影響評価技術審議会

令和5年11月1日（水）

さいたま市環境対策課

午後 2時02分 開会

○和田課長補佐兼環境審査係長 定刻となりましたので、ただいまから第42回さいたま市環境影響評価技術審議会を始めさせていただきます。

私本日の司会を務めさせていただきますさいたま市環境対策課の和田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の審議会はウェブ会議にて執り行います。ウェブ会議を執り行うに当たり出席者の皆様に2点ほどご協力をお願いいたします。

1つ目は発言の混線を防ぐため、発言時以外はマイクの設定をオフにさせていただくようお願いいたします。

2つ目は発言の際には挙手ボタンを押していただき、進行の者からの指名後ご発言いただきますようお願いいたします。

それでは、議事に先立ちましてさいたま市環境対策課長の市川からご挨拶を申し上げます。

○市川参事兼課長 皆様こんにちは。環境対策課長の市川でございます。

本日は大変お忙しい中、(仮称)農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業(道の駅)に関するさいたま市環境影響評価技術審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日もご審議いただきます案件は、地域経済の活性化拠点施設としてさいたま市見沼区の宮ヶ谷塔で計画されております市内初の道の駅整備事業でございます。社会の関心度が高い事業の調査計画書でございます。本審議会に先立ちまして9月25日には委員会においてご審議をいただいております。後ほど委員長のほうからご報告をいただくこととなっております。

本日も限られた時間ではございますが、委員の皆様には調査計画書の内容につきまして専門的な見地から忌憚のないご意見を賜りたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

結びに委員皆様のますますのご活躍とご健勝を祈念いたしまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○和田課長補佐兼環境審査係長 続きまして、本日もご出席いただいております委員の皆様をご紹介させていただきます。

埼玉大学准教授、荒木祐二様です。

○荒木委員 埼玉大学の荒木です。前の会議が長引きまして、先ほど入りました。本日はよろしくお願い申し上げます。

- 和田課長補佐兼環境審査係長 東洋大学准教授、伊藤元裕様です。
- 伊藤委員 伊藤です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 和田課長補佐兼環境審査係長 日本大学教授、大沢昌玄様です。
- 大沢委員 大沢でございます。よろしくお願いいたします。
- 和田課長補佐兼環境審査係長 芝浦工業大学教授、行田弘一様です。
- 行田委員 行田です。よろしくお願いいたします。
- 和田課長補佐兼環境審査係長 芝浦工業大学教授、作山康様です。
- 作山委員 芝浦工大の作山でございます。よろしくお願いいたします。
- 和田課長補佐兼環境審査係長 埼玉大学大学院准教授、鈴木美穂様です。
- 鈴木委員 鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 和田課長補佐兼環境審査係長 埼玉大学大学院准教授、津田佐知子様です。
- 津田委員 津田でございます。よろしくお願いいたします。
- 和田課長補佐兼環境審査係長 順天堂大学准教授、松川岳久様です。
- 松川委員 松川です。よろしくお願いいたします。
- 和田課長補佐兼環境審査係長 埼玉県環境検査研究協会技術本部長、山岸知彦様です。
- 山岸委員 山岸です。よろしくお願いいたします。
- 和田課長補佐兼環境審査係長 東京電機大学講師、渡邊祐子様です。
- 渡邊委員 渡邊と申します。よろしくお願いいたします。
- 和田課長補佐兼環境審査係長 さて、審議会規則第3条第2項では「審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」と規定されておりますが、本日の審議会は委員総数15名のうち10名のご出席をいただいておりますので、本審議会は成立していることをご報告いたします。
- 続きまして、本日ご審議いただきます（仮称）農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業（道の駅）の事業者及び関係者につきましては、事業者のさいたま市経済局商工観光部食肉市場・道の駅施設整備準備室よりご紹介をお願いいたします。
- 細田参与 さいたま市経済局商工観光部食肉市場・道の駅施設整備準備室の細田と申します。
- 本日はよろしくお願いいたします。
- 鴻江主幹 同じく準備室の鴻江といいます。よろしくお願いいたします。
- 戸松主査 同じく準備室の戸松と申します。よろしくお願いいたします。
- 細田参与 それでは、こちらの事業に当たりましてコンサルタントのご紹介をさせていただ

きます。よろしくお願いいたします。

○岡崎グループ長 環境影響評価の業務を受託しております国際航業株式会社、岡崎と申します。よろしくお願いいたします。

○岡本環境担当課長 同じく国際航業、岡本と申します。よろしくお願いいたします。

○外山主任技師 同じく国際航業の外山と申します。よろしくお願いいたします。

○原技師 同じく国際航業の原と申します。よろしくお願いいたします。

○和田課長補佐兼環境審査係長 事務局の紹介につきましては、資料1にあります出席者名簿をもって代えさせていただきます。

それでは、本日本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず、会議次第でございます。

それから、次第の2ページ目に本日の資料の一覧を資料1から6として記載しております。

そのほか委員の皆様には（仮称）農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業（道の駅）環境影響評価調査計画書、同要約版、また現地視察に代わる資料として事業地及び周辺の現況写真をまとめた（仮称）農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業（道の駅）環境影響評価調査計画書について（事業者説明資料）、事前に委員の皆様からいただいた質問と事業者の意見をまとめた質問回答票、参考としてさいたま市環境影響評価条例集及びさいたま市環境影響評価技術指針手引をお送りしております。

皆様、お手元もしくは端末に資料はおそろいでしょうか。

それでは、さいたま市環境影響評価技術審議会規則第3条第1項の規定により、議長となります行田会長に議事を進行していただきます。

行田会長、本日もよろしくお願いいたします。

○行田会長 行田でございます。

本日は皆様よろしくお願いいたします。

それでは、これから議事に入りますが、傍聴希望者はおりますか。

○尾崎主査 本日の審議会には傍聴希望者はありません。

○行田会長 承知しました。

それでは、傍聴者はいないということですので、議事に移りたいと思います。

（仮称）農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業（道の駅）環境影響評価調査計画書の手続状況について事務局から説明してください。

○尾崎主査 事務局、さいたま市環境対策課の尾崎と申します。

それでは、皆様資料4をご覧ください。

本日審議される案件は（仮称）農業及び食の流通産業拠点整備事業（道の駅）です。

この事業はさいたま市環境影響評価条例に基づき環境影響評価が実施されることとなります。
対象事業の種類は開発行為に係る事業、事業の規模は施行区域の面積が約5.1ヘクタールとなります。

事業の実施区域はさいたま市見沼区宮ヶ谷塔4丁目であります。

国道16号東大宮バイパスに面した南西側に位置し、さいたま市環境影響評価条例の地域区分はB地域になります。

関係地域は事業実施区域から半径1.5キロメートルの範囲とし、さいたま市見沼区及び岩槻区の一部が該当します。

この調査計画書は令和5年7月14日に受理しました。

この図書の縦覧は令和5年7月28日から8月28日まで行われ、意見書の提出期間は9月11日までとなっております。

なお、意見書の提出は11件ございました。

意見書では大気質、騒音、水象、地盤、動植物、地域交通ほか多数の項目について意見をいただいております、委員の皆様にもお送りしているところでございます。

9月25日に第1回委員会を開催しており、審議結果につきましては本日の技術審議会において委員会意見として委員長より報告をいただくこととなっております。

本日の審議結果につきましては審議会答申を取りまとめ、その審議会答申を受け12月に市長意見を述べる予定となっております。

対象事業の概要及び環境影響評価手続状況につきましては以上でございます。

では、具体的な事業内容、調査計画書の説明につきましては事業者である食肉市場・道の駅施設整備準備室からご説明をお願いします。

○細田参与 説明申し上げます。

それでは、これから（仮称）農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業（道の駅）環境影響評価調査計画書の概要についてご説明させていただきます。

パワーポイントにて説明させていただきますが、こちらは事務局を通して事前に配付させていただいた資料と同じものとなります。現地視察に代わる資料として事業地及び周辺の状況が確認できるよう現地写真を多く取り入れて作成しております。

説明内容はこちらの①から⑦のとおりでございます。

まず、初めに対象事業につきましてご説明いたします。

まずは対象事業の目的です。

本事業は本市が地域をつなぎ、民間の活力を引き出すハブ拠点として発展を続けるため、市の未来を見据えた新たな事業展開として地域経済の持続的発展、活性化を担う道の駅を整備することを目的としています。

続いて事業者の名称及び対象事業の名称等です。

事業者はさいたま市、代表者はさいたま市長、清水勇人、対象事業の名称は（仮称）農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業（道の駅）です。

対象事業の種類は開発行為に係る事業となります。

続いて対象事業の実施区域についてです。

対象事業実施区域はスライドの中央、地図中央に斜線を施した部分となります。

この区域はさいたま市見沼区の国道16号東大宮バイパスに面した南西側に位置し、現在の土地利用は水田や畑となっております。

続いて対象事業の概要となります。

まず、土地利用計画について示しました。

スライドの土地利用計画図中央部のオレンジ色の部分が休憩のために立ち寄る利用者のための休憩所、スライドの土地利用計画図、南側のピンク色の部分を道の駅来訪を目的とする利用者のための地域振興施設とし、その他駐車場、緑地、調整池等を配置した計画となっております。

次に、事業工程についてです。

工事は令和9年度以降に実施する予定となっております。こちらの工程は調査計画書時点における工程でありまして、今後の事業計画の策定及び関係機関との協議により変更する可能性があります。早期開設を目指して事業を進めていく予定となっております。

事業概要については以上のおりであります。

○岡本環境担当課長 続きます。環境影響評価の項目の選定についてご説明いたします。

環境影響評価の項目は事業特性や地域特性を踏まえて選定しました。今後これら選定した項目について環境影響評価の調査、予測及び評価を行ってまいります。本事業の実施により周辺環境への影響が考えられる要因として、工事中に関しては建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事が挙げられます。また、存在、供用時に関しましては敷地及び施設の存在、施設の供用、自動車交通の発生などが予測されます。評価項目はスライドでお示ししてお

ります大気質から生態系、それから景観から地域交通までの15項目となっております。

なお、これら15項目のうち13項目については現地調査を行います。

続きまして、これから実施します現地調査、予測内容の概要についてご説明いたします。

初めに大気質についてです。

まず、一般環境大気質は二酸化窒素など3項目と地上気象について調査をいたします。調査時期につきましては春、夏、秋、冬の各季節1週間連続、粉じんについては各季節1か月間測定をいたします。

続きまして、一般環境大気質の調査地点はこちらに示すように二酸化窒素の公定法、浮遊物質及び粉じんはこちらに三角で示しました2地点、二酸化窒素の簡易法につきましては三角と四角で示しました5地点、地上気象は丸で示した1地点となります。

次に、調査地点の状況を写真で示します。

まず、こちらの写真ですが、対象事業実施区域の東側近傍に地上気象とNO_xの公定法などの機材を設置した場所を示しています。農地に囲まれた開けた場所に設置しております。

2枚目の次の写真ですが、こちらは対象事業実施区域内のNO_xの公定法などの機材を設置した場所を示します。南の斜面に林地を控えた耕作放棄地に設置しております。

最後の写真ですが、こちらは対象事業実施区域内のNO_xの簡易法の機材を設置した場所となっております。農地や耕作放棄地に囲まれた開けた場所に設置をしております。

次ですが、沿道環境大気質室は車両の走行ルートとなる国道16号を対象として調査いたします。一般環境大気質と同様に自動測定器によって調査いたします。自動車交通量については後ほどご説明する地域交通の項目で詳細をご説明いたします。調査時期につきましては春、夏、秋、冬の各季節1週間連続で測定を行います。

沿道環境大気質の調査地点はこちらの四角で示しました2地点となります。

次に、調査地点の状況を写真で示します。

まず、最初に北側の調査地点をお示しします。機器は道路に隣接する写真の空き地に設置しまして、道路沿道に伸ばした管から吸気いたしております。

次に、対象とした国道16号の状況です。

最後の写真ですが、こちらが南側の調査地点になります。写真右側に機器の設置状況が写っております。

次が大気質の予測方法についてです。

工事中及び存在、供用時の二酸化窒素、浮遊粒子状物質、非メタン炭化水素による影響は大

気拡散式により予測いたします。粉じんによる影響は経験式により予測いたします。

続きまして、騒音、低周波音、振動についてです。

事業実施区域周辺の一般環境と道路交通の騒音、振動を調査いたします。一般環境の騒音、振動は左下の写真のように道路からの影響が少ない場所で騒音計、振動計を設置して測定を行います。道路交通騒音、振動は右下の写真のように沿道に騒音計、振動計を設置して測定を行います。調査時期は平日と休日の各1回実施いたします。

次に、調査地点になります。

一般環境騒音及び振動は緑の丸で示します5地点、道路交通騒音及び振動は黄色の四角で示す2地点となります。

続きまして、調査地点の状況を写真でお示しします。

まず、最初に東側隣接地の調査地点です。周辺に水田など農地が広がる地点となっています。

次の写真ですが、こちらは道の駅の事業実施区域南側の調査地点状況となります。隣地に接する耕作放棄地での調査を実施いたします。

続きまして、騒音、低周波音、振動の予測方法についてです。

騒音の予測は音の伝播理論に基づく予測式により予測いたします。振動の予測につきましては、振動の伝播理論に基づく予測式により予測を行ってまいります。

続きまして、水質です。

左下の写真のように河川から採水し、浮遊物質など項目欄に示している内容について調査をいたします。調査時期は平常時に4回、降雨時に2回とします。また、表土の状況として落水中の土粒子がどのくらいの時間で沈降していくのかを調べる土壌沈降試験の試料の採取を1回行います。

次に、水質の調査地点ですが、こちらは丸で示しました事業実施区域南側の用水路と東側の深作川の計2地点、土壌採取地点はここでは三角で示した2地点としております。

次に、調査地点の状況を写真でお示しします。

右上の写真が東側を流れる深作川の状況となっております。左下の写真は道の駅事業実施区域の南側を流れる排水路の状況となっております。事業実施区域内の雨水等の排水は最終的にはこちら右側の深作川に排出されることとなります。

次の2枚の写真ですが、こちらは土壌採取を行った地点の状況となっております。

続きまして、次のスライドは水質の予測方法についてです。

造成の工事に伴う影響は工事計画や土壌沈降試験結果、環境保全対策等を考慮して定量的に

予測します。施設の供用に伴う影響は工事計画や環境保全対策等を考慮し、こちらでも定量的に予測いたします。

次のスライドですが、こちらは水象及び地盤に関する現地調査となります。

河川流量については写真のように流速計などを用いて流量を調査いたします。調査時期は平常時4回、降雨時2回の計6回とします。地下水位及び地下水質につきましては事業実施区域周辺の井戸の水位を調査します。調査時期は春、夏、秋、冬の4季とします。

次のスライドですが、こちらは調査地点について河川流量が丸で示した2地点、地下水位、水質は四角で示しました7地点としております。

次のスライドですが、こちらは調査地点の状況を写真で示します。

初の写真は道の駅事業実施区域に隣接する水位観測井の周辺状況を示しています。

次の写真ですが、こちらは南側の私有地内に設置された既存の井戸の調査場所の状況となっております。

次のスライドに移ります。

次が水象の予測方法についてです。敷地及び施設の存在による地下水への影響は、事業計画に基づく地下水揚水量などを把握し、定性的に予測いたします。それ以外の項目については事業計画に基づく雨水浸透能や排水量などから定量的に予測をいたします。地盤の予測は事業計画に基づく土地の涵養能力の変化などを把握し、定性的に予測いたします。

続きまして、次のスライドですが、こちらは動物の調査になります。

動物の調査は哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類、底生生物を対象に調査をいたします。調査は各項目の確認に適しました手法として、哺乳類ではトラップを用いた方法などにより調査いたします。鳥類はラインセンサス法などにより目視や鳴き声による確認をいたします。爬虫類、両生類は直接観察、昆虫類は夜間にライトに集まってくる昆虫類を採取するライトトラップ法、魚類、底生動物は網による捕獲などにより調査を行います。調査時期は各項目の確認に適した時期に実施し、できるだけ多くの種類の確認に努めております。

次のスライドですが、こちらは調査範囲となります。事業実施区域からおおむね200メートルの範囲を調査範囲としております。

調査地点につきまして哺乳類と昆虫類はオレンジの丸で示した4地点、鳥類のポイントセンサス法は緑の丸で示しました4地点、ラインセンサス方は緑の線で示したルートで実施いたします。魚類、底生動物については水色の線で示しました範囲で実施いたします。

続きまして、次に調査地点の状況を写真でお示しします。

上の写真は道の駅事業実施区域内の哺乳類、昆虫類の調査地点です。

下の写真は哺乳類、昆虫類及び鳥類の調査地点の周辺状況です。斜面の樹林と農地が隣接している状況を示しています。

次に、右上の写真は深作川の草地における哺乳類、昆虫類調査の地点となります。

左下は先ほどの樹林付近の調査地点から北側の農地側を見たものとなります。

次のスライドですが、こちらは動物の予測について記載しております。事業計画や騒音、水質、植物等の予測結果の重ね合わせなどによる推定によって予測を行ってまいります。

続きまして、植物です。

植物は植物の種類を調べる植物相、ある植物がどんな場所に集まりをつくっているのかを調べる植生、人の視界に占める緑の量について調査を行います。調査は調査範囲を踏査し、主に目視により種類を判別して記録いたします。調査時期については、植物相は植物の確認に適した時期に実施し、できるだけ多くの種類の確認に努めます。植生は秋、緑の量は夏にそれぞれ1回行います。生態系につきましては、動物と植物の調査結果を整理することでこの地域の生態系の状況を整理いたします。

次のスライドですが、こちらが調査範囲になります。

調査範囲は事業実施区域からおおむね200メートルの範囲とします。また、緑の量は丸で示しました2地点といたします。

次に、調査地点の状況を写真でお示しします。

最初の写真は深作川周辺から道の駅事業実施区域側を望む東側の緑の量の調査地点となります。

次の写真ですが、こちらは事業実施区域の西側から道の駅を望む方向の緑の量の調査地点となります。

次に、植物の予測についてです。

敷地及び施設の存在に伴う緑の量の変化については、事業計画及び調査結果に基づき緑視率等の変化の程度を予測します。その他の予測項目については事業計画や水質等の予測結果の重ね合わせによる推定などにより予測を行ってまいります。

次に、生態系の予測についてです。

工事中、存在、供用時ともに事業計画や騒音、水質、動物、植物等の予測結果の重ね合わせによる推計などにより予測を行ってまいります。

次のスライドですが、次は景観になります。

事業実施区域周辺の景観資源及び主要な眺望点からの眺望景観について、写真撮影により調査いたします。調査は季節変化を考慮して春、夏、秋、冬の4季に各1回行います。

次のスライドですが、こちらが景観の調査地点となります。

対象範囲を事業実施区域から1.5キロメートルの範囲内とし、事前の資料調査で把握した景観資源4地点と主要な眺望地点9地点を設定しております。

続きまして、調査地点の状況を写真で示します。

まず、最初の写真は事業実施区域の北側に位置する景観資源である氷川神社となります。

次の写真が主要な眺望地点である事業実施区域の南側の国道16号陸橋の状況を示しています。前方が道の駅方面となります。

続きまして、景観の予測方法についてです。

敷地及び施設の有無による景観資源への影響は、事業計画と景観資源の位置の重ね合わせにより予測いたします。敷地及び施設の有無による眺望景観への影響はフォトモンタージュを作成することにより予測をいたします。

続きまして、こちらが自然とのふれあいの場です。

自然とのふれあいの場の分布や周辺環境、利用状況、交通手段について利用者に聞き取り等を行うことで調査をいたします。調査は季節変化に伴う利用状況の変化を考慮して春、夏、秋、冬の4季に各1回行います。

続きまして、調査地点につきましては、対象範囲を事業実施区域から1.5キロメートルの範囲内とし、事前の資料調査で把握した自然と触れ合える公園やウォーキングコースなど9か所といたしました。

次に、調査地点の状況を写真で示します。

まず、最初の写真は事業実施区域の東側を流れる綾瀬川沿いの状況を示しています。

続いて次の写真は事業実施区域の西側を流れる見沼代用水東縁の状況を示しています。ともに地域の方の散歩などに利用されております。

次に、自然とのふれあいの場の予測方法についてです。

工事中及び存在、供用時における利用環境の変化の程度は大気質、騒音等の予測結果と利用状況の重ね合わせによる推定により予測いたします。工事中及び存在、供用時における交通手段への影響は将来交通量を推計し、定性的に予測をいたします。

次ですが、廃棄物となります。

廃棄物については、現地調査は実施せず予測評価を行います。建設廃棄物、建設発生残土な

どは工事計画に基づき、施設の供用に伴う廃棄物については排出原単位を用い廃棄物の種類ごとの排出量を予測いたします。建設廃棄物、供用に伴う廃棄物量の予測は排出抑制計画等も踏まえて行います。雨水及び処理水については施設の規模や再利用計画に基づき予測を行います。続きまして、次は温室効果ガスになります。

温室効果ガス等につきましても現地調査は実施せず予測評価を行います。工事中に関しましては工事計画から建設機械、車両の台数や走行量を設定し、二酸化炭素排出係数等を用いて定量的に予測を行います。施設の供用に伴う温室効果ガスにつきましては、類似事例から活動量を、供用時の自動車交通に伴う温室効果ガスにつきましては、施設規模から排出集中車両台数、走行量をそれぞれ設定しまして、二酸化炭素排出係数等を用いて予測を行ってまいります。

続きまして、コミュニティです。

コミュニティはコミュニティ施設の分布、利用状況、交通手段について施設管理者への聞き取りなどを行うことで調査をいたします。調査は1回とします。

最後に地域交通ですが、こちらは事業実施区域周辺の交通状況を調査いたします。調査時期は交通状況の変化が想定される平日と休日の各1回実施いたします。また、車両の走行経路周辺の道路の状況や交通安全対策の状況を現地調査により把握いたします。

続きまして、コミュニティの調査地点になりますが、こちらは事業実施区域から1.5キロメートルの範囲内に位置する4地点、地域交通に関しましては車両の主な走行経路となる交差点2地点としております。

次に、調査地点の状況を写真で示します。

まず、最初の写真は地域交通の調査地点で北側の交差点の状況となります。

次の写真ですが、同じく地域交通調査地点の南側の交差点の状況となっております。

次のスライドですが、こちらはコミュニティの予測方法についてとなります。

工事中や存在、供用時のコミュニティ施設の利用環境の変化の程度については大気質、騒音の予測結果と利用状況の重ね合わせによる推定を行い、コミュニティ施設への交通手段の影響に関しましては推計した将来交通量を用い定性的に予測を行うこととしております。

最後に地域交通の予測についてです。

自動車交通への影響は将来交通量を算定し、将来の増加割合から交通流への影響を定性的に予測します。公共交通機関への影響につきましては交通量、交通流の予測結果に基づきましてバス走行時間への影響を定性的に予測いたします。交通安全への影響につきましては、対象道路の交通安全対策などを踏まえまして定性的に予測を行います。

続きまして、調査工程に移ります。

現地調査は令和5年3月の動植物の早春季調査から既に開始しております。現在早春季調査、春季調査、夏季調査に関しましては実施を終了しております。計画ではこの後秋季調査、冬季調査を実施する計画としております。

以上、（仮称）農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業（道の駅）環境影響評価調査計画書の概要についてご説明いたしました。

ご清聴ありがとうございました。

○行田会長 ありがとうございました。

それでは、次に委員会の報告に移ります。

委員会での審議結果について委員長を務めていただきました山岸委員からご報告をお願いします。

○山岸委員 山岸です。承知いたしました。

それでは、私からさいたま市環境影響評価技術審議会委員会での審議結果につきましてご報告させていただきます。お手元の資料5と6をご覧ください。

資料5につきましては委員会委員名簿となります。また、資料6は当日ご欠席された大沢委員と松本委員を除く4名の委員の方々にご議論いただきました結果と事前にご提出いただいた各委員のご意見を取りまとめた委員会意見となります。

それでは、資料6のほうをご覧ください。こちらについてご説明をさせていただきます。

（仮称）農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業（道の駅）に関するさいたま市環境影響評価技術審議会委員会意見ということで、令和5年9月25日に委員会において審議いたしましたので、その結果についてご報告させていただきます。

1項目めの大気質につきましては3つの意見がございます。

1つ目として二酸化窒素の調査地点の選定理由をより詳しく記載すること、2つ目として二酸化窒素の予測評価については、四季の現地調査結果の取扱い根拠を明らかにすること、3つ目として業特性から、炭化水素の測定を検討すること。

2項目めの水質・水象については4つの意見がございます。

1つ目は雨水排水の詳細な処理計画を記載すること、2つ目は現場でのコンクリート打設時の排水処理について記載すること、3つ目は水質に係る調査の方法、こちらは計画書の表4.4-1について全項目を記載し適切な表とすること、4つ目は河川流量の調査時期について、適切な時期に実施してその根拠を明らかにすること。

3項目めの動物については3つの意見がございます。

1つ目は具体的な調査方法について、事業実施区域の現況を考慮したものとする事、2つ目は現地調査等の結果について、できる範囲で数値化すること、3つ目は底生動物や水生昆虫について、用水路でも調査すること。

4項目めの植物については植物の各調査項目について、それぞれ適切な時期に実施し、調査期間・頻度の根拠を明らかにすること。

5項目めの地域交通については7つのご意見がございます。

1つ目は事業地西側の出入口について、交通安全上の問題がないようにすること、2つ目は駐車需要の算出について、妥当性の説明をより詳しく記載すること、3つ目は小型駐車場への左折レーンの必要性について検討し、その結果を記載すること、4つ目はバリアフリー対応型駐車マスについて、適切に配置し、その根拠を明らかにすること、5つ目は自転車、自動二輪車及びEV対応駐車設備について、適切に配置し、その根拠を明らかにすること、6つ目は国道16号線の内回り、外回りからの流入台数及び内回り左折レーンの滞留長と台数について、適切に予測評価するだけでなく、具体的な数値も明らかにすること、7つ目はバックヤードや従業員用口等の使用状況なども踏まえた予測評価とすること。

委員会報告は以上となります。

委員会にご出席された委員の皆様で意見書に補足事項等ございましたらお願いいたします。

もしご出席いただいた委員の皆様からの補足のご説明がないようでしたら説明は以上となります。

○行田会長 山岸委員、ありがとうございました。

それでは、議事次第によりまして4、議事の（3）審議に入りたいと思います。

初めに委員の皆様には事前に質問をいただいております。

質問、意見に対し事業者から回答をお願いします。

○岡本環境担当課長 国際航業、岡本よりご回答いたします。

最初に行田委員から質問いただいております調査計画書の図の2.6-6に示されましたメインエントランスのある国道16号は、これまでも交通量が非常に多く、オープン直後やイベント開催時は激しい渋滞が予測され、渋滞を回避する車が周辺的生活道路へ流入するおそれがあります。従業員用口及び非常用口はこの生活道路に接続されていますが、この道路の南側はアップダウンのあるカーブとなり道幅も狭くなっているため、供用時の交通環境の変化については十分留意する必要があります。特に生活道路に対し環境変化の予測及び安全面で何らかの対

策は検討されていますでしょうか、というご質問がございました。

これに関しましては、ご指摘のとおり国道16号につきましては交通量が大変多くなっておりますので、道の駅に進入する車両に対して右折・左折車線を整備して国道16号の交通流を阻害しないよう対策を講じることとしております。こちらは調査計画書の2-9ページに記載しております。

さらに、対象事業実施区域の西側道路は狭隘箇所もありますので、道の駅を利用する一般車両用出入口は設けず生活道への配慮を行っております。警察や道路管理者とは交通安全について適宜協議をしております、必要に応じて事業計画の中で安全面について対応することとしております。

また、交通流に関する環境変化につきましては、ご指摘のとおり道の駅の利用者が直接通行する国道16号の状況が著しく悪化する場合、周辺の交通状況にも影響が波及することが考えられます。

そこで、まず第1に国道16号の対象事業実施区域から直近の主要幹線道路の交差点までがボトルネックとなる可能性がある箇所であると考えまして、この交差点での現地調査、予測を行い、過度の負担が生じる可能性の有無を評価いたします。ここで当該箇所において過度の負担が生じる可能性が高く、周辺にも影響が及ぶと想定される場合には必要な周辺地域を含めた環境保全措置を検討し、影響を回避、低減することとなります。

続きまして、茂木委員のご質問です。

1つ目のご質問が図の下に水質（土壌採取）とあるが、どういう意味でしょうかというご質問がございました。

これに関する回答は、こちらの水質につきましては造成等の工事に伴う水質の影響として浮遊物質量についての定量的な予測を行う予定としております。ここで浮遊物質量の発生源としましては、造成工事など対象事業実施区域内の表土の改変を行った際に出てくる濁水を想定しております。発生した濁水は工事箇所に設置された沈砂池などを経て排水されるため、影響を評価するためには濁水の濃度を沈降による時間変化について把握する必要がございます。

そこで、対象事業実施区域の土壌を実際に採取し、沈降実験を行うことで濁水中の浮遊物質の沈降による濃度の時間変化を確認いたします。このため、水質の調査項目としては土壌採取として加えられ、要約版9ページの水質には土壌採取という項目が付け加えられているということになります。

2つ目のご意見としまして、調査計画書表4.4-2（2）の評価方法で水質、底質への影

響は評価するとなっておりますが、底質への影響は具体的に何を指標として評価するのでしょうかというご質問がございました。

ご指摘の底質につきましては、調査計画書作成当初に産業排水などの発生も視野に入れた検討を行ってございまして、影響評価対象として底質の表記も入れてございました。しかしながら、その後、道の駅の事業計画内容を精査した結果、評価が必要な対象としては造成工事時の濁水とコンクリート打設によるアルカリ排水、施設の供用による排水のみであることが確認できたため、底質については評価項目として選定しないこととしました。この段階で表4.4-2(2)の評価方法欄及び図4.4-1のタイトルの底質につきましては削除するべきでしたが、誤って残したままとしてございました。ご指摘をいただいたことを受け、こちらは準備書では適切な表記に修正したいと考えております。

質問に対する回答は以上となります。

○行田会長 ありがとうございます。

それでは、次に本日ご欠席の川本委員より事前に意見をいただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

○尾崎主査 事務局の尾崎です。

川本委員よりいただいている意見について報告いたします。

川本委員からは、意見書概要をご確認いただいた上で地盤、地象の項目について予定地が泥炭堆積層を含む軟弱地盤であると考えられるため、地盤沈下並びに地象の土地の安定性に関しては工事における環境影響評価項目としてはどうか、また予定地付近の地盤ボーリングデータや地盤強度の情報（N値等）が調査計画書に示されていないため、原地盤の軟弱性の程度が判断できないため、近くに県南卸売団地がありますので、その工事の際の情報を参考として掲載してはどうかとの意見をいただいております。

以上となります。

○行田会長 ありがとうございます。

川本委員からは意見書概要を確認しての内容でご意見をいただきました。

事業者のほうからご発言ありますでしょうか。

○岡本環境担当課長 事業者のほうから回答させていただきます。

1つ目のご意見につきまして回答をさせていただきます。

まず、軟弱地盤につきましては事業の設計においてこれを無対策のケース、地盤改良を実施したケースによる地盤沈下、滑り破壊を含めます地形変化を検討いたしまして、最も適切な地

盤改良工事を決定いたします。環境影響評価におきましては、この計算結果を予測結果として用いまして軟弱地盤への事業の影響を評価いたします。

この評価につきましての記載場所ですが、こちらはさいたま市環境影響評価技術指針の手引を踏まえたと、地象の項目の内容としましては斜面の安定性の変化程度並びに土石流、地滑り等の発生のおそれ及びその影響の程度などが挙げられていることから、ここではなく地盤の項目において地盤沈下とともにその地盤沈下に付随する一形態として記載することを想定しております。

次に、環境影響評価要因についてですが、こちらは造成、施設建設の工事が完全に完了した供用時、こちらが軟弱地盤に対する荷重が最も大きくなる危険な時期であるという考え方にに基づき、供用時を予測評価対象としています。ご指摘のありました工事時につきましては、軟弱地盤への荷重が大きくなる途中段階であるため、その影響は完成時のものに包摂されると考えております。

なお、さいたま市環境影響評価技術指針の手引におきましても、地盤につきましては敷地及び施設の存在時で事業特性、地域特性により選定する項目とされておりますが、工事時では選定項目とされておられません。2つ目のご意見に関しまして回答させていただきます。

こちらは、現段階は調査方法などを検討する調査計画書段階になりますため、第5章5.1-2(4)に示しました地形・地質状況の把握レベルとなっておりますが、現在調査計画書に定めた地形・地質の状況についての既存資料調査を実施しておりまして、準備書作成のため、対象事業実施区域及びその周辺の地質状況の整備に着手しております。そういった段階ですので、令和2年度と令和4年度に実施しました地質調査業務において軟弱地盤が存在することは確認しております。準備書にはこの既存資料調査結果としてこういった内容をご指摘の地盤強度の情報を記載し、原地盤の軟弱性を記載するようにしたいと考えております。

以上、事業者からの回答となります。

○行田会長 ありがとうございます。

準備書では意見書概要に対する事業者の見解について記述する項目がございますので、環境の保全の見地からの意見については事業者として適切にご対応ください。

それでは、その他調査計画書の内容について委員の皆様からご意見やご質問をいただきたいと思います。皆様のご担当の分野、またそれ以外のことでも結構ですので、ご発言をお願いします。発言の場合は挙手、手を挙げるボタンで手を挙げていただきたいと思います。

それでは、ご発言ありましたらよろしく願いいたします。

津田委員、お願いします。

○津田委員 津田です。よろしくお願いします。

動物管理に関して少し質問があるんですけども、今回複数の生物種について例えば魚類等については観察する期間、季節が冬季がない状態になっていたと思うんですけども、実際今回対象になっている魚類、冬季でも生息すると思うんですが、この冬季の調査を入れられない理由というものを。

○行田会長 よろしいでしょうか、動物の魚類の冬季調査を行わない理由ということだと思うんですが、事業者のほうから。

○岡崎グループ長 国際航業、岡崎と申します。

動物に関してのご質問ですけども、魚類については大きな季節変動はないと思っておりませんが、春、夏、秋で少なからず遡上してくるようなものですかといったところはあると思いますので、季節を分けて調査のほうを行っております。

ただ、冬季については冬季に限って季節変動する魚類もないのではないかとこのところと活性も下がっておりまして、魚類の生息調査には適さない時期と考えておりましたので、冬季の魚類の調査というものは実施しておりません。

○行田会長 津田委員、よろしいでしょうか。

○津田委員 実際には冬季でも活動していると思いますし、可能であれば影響がどういったタイミングで出るかというのは季節ごとに違う可能性もありますので、観察対象には入れられるほうがよいかとは思いますが。哺乳類と同様ですね。

○岡崎グループ長 冬季の魚類についてですが、現状としては3季と考えておりますが、冬季でしか確認できないような魚類が、既存資料等で確認を行った結果として、いないのではないかと考えておりましたので、現時点では3季の調査ということで考えております。

影響が出るタイミングということですけども、冬季に限って何か今後の事業の実施に当たって何かしら影響が出るということも今のところは考えられないため、現時点では冬の調査というところは計画していないという状況です。

○津田委員 ということは、季節ごとに実施される工事内容がこの水生動物に関して例えば季節間で大きな差がないと、こういうふうな理解でよろしいですか。

○岡崎グループ長 現状としてはそのように考えております。

○津田委員 分かりました。このあたりはむしろ明記をしていただければと思います。そういうことでありましたら理由等も含めてよろしくお願いします。

○岡崎グループ長 承知しました。

○行田会長 ありがとうございます。

それでは、作山委員、先に手が挙がっておりますので、作山委員のほうからご質問、コメントをお願いいたします。

○作山委員 私は都市計画ですとか景観なども専門にしておりますが、今回の環境アセスの委員は初めてなので、少しずれている発言をするかもしれませんけれども、このレベルでの計画ということに関して土地利用からいうとゾーニング、16号沿いのゾーニングについては特に問題はないのですが、概略設計図を見ると調整池のつまり景観に関する項目です。今回委員会からのあれも景観に関してはコメントしていませんので、一般的に土地利用上、周辺の広大な田園をつなぐという意味では土地利用的にこういう調整池とか芝とか、最大限配慮されているようなゾーニングにはなっているというふうには理解できます。

しかし、この調整池の一般的な書き方をすると、コンクリート三面張りじゃなくても芝だとしても周りに2メートルぐらいのフェンスができて、非常に人工的な無味乾燥な土地利用になる。そして、これは16号沿いから非常に重要な景観になりますので、何か裏側のような雰囲気になります。ですから、ここは非常に重要なので、自然的な配慮をした例えば自然庭園風とか、例えば柏の葉キャンパスタウンなんかではアクアテラスのような事例もありますけれども、何かそういう特に周辺との土地利用の連続性に配慮した景観の工夫というのをもう少しこのレベルでも言及しておく必要があるのではないかという意見です。

以上です。

○行田会長 作山委員、ありがとうございます。

事業者の方から何かこれに対してございますでしょうか。

○戸松主査 準備室の戸松です。

いただいたご意見はごもっともかと思ひまして、この配置に関しては計画段階ではあるのですけれども、どういった配置がよいかいろいろと検討している中で今現在こういう配置を想定しております。調整池の配置は確かに場所としてどうかというところもごもっともかなと思うのですけれども、流末の関係でそれを優先して配置したというところがございます。

あとは道の駅北側と南側、調整池を分けてはいるのですけれども、南側の調整池に関しまして多目的利用という形を想定している部分がございます、この通常時、平常時の水がたまってない状態では、何かしら例えばアーバンスポーツだったりとか、スケートボードとかインラインスケートとか、そういったもので使えたりしないかということも考えてはおります。

この調整池がコンクリートの無機質なものになるか、何かしら景観的に配慮できるか、これから計画の中で検討いたします。

以上です。

○作山委員 私は配置については別に問題あるという発言はしておりません。むしろそういうアーバン的な利用をするというようなところで自然的な景観ですとか、そこをリスペクトしてないというところに問題がある。多分担当者はそれを理解してなくて、それを多目的活用とか言うと、これは多分周りフェンスで、そこはコンクリートを一部造られてという何か利用ということに置き換えて、自然的な景観ということは二の次にしているというところに大問題なわけですよ。むしろここは日本庭園風の調整池にしますぐらいのイメージで持っていた方がそれは生物多様性ですとか周辺の土地利用の連続性からするとそちらのほうが正しい選択ではないかというふうに思います。

○戸松主査 分かりました。ありがとうございます。ご意見として検討させていただきます。

○行田会長 ありがとうございます。

それでは、まだお二人から手が挙がっていますが、伊藤委員、ちょっとお待ちください。鈴木委員のほうに手を挙げていただきましたので、鈴木委員からご意見、コメントをお願いいたします。

○鈴木委員 動物のほうからちょっとお伺いしたいんですけども、調査書の保全のところですが、2-15の(17)というところでしょうか。

保全すべき動物種を改変区以外への移動を容易にするように考慮するというそのような文言がりまして、それに対しまして恐らく調査後の評価ですか、表の例えば4.7-2の(1)や(2)のところでは工事の影響が最大限回避されていることをというふうに書いてあるんですけども、改変区域以外への移動に関する評価というものがどんな感じになっているのか、ちょっと教えていただければ、調査地点が改変区域の外200メートルぐらいというふうにおっしゃられたと思うので、その辺のところをもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○行田会長 いかがでしょうか。

○岡本環境担当課長 今の鈴木委員の意見ですが、こちらは保全すべき動物種についての改変区域外への移動などのその後の評価をどうするかということが趣旨になりますでしょうか。

○鈴木委員 ここに関しまして何かどういった経緯を考えておられるのかをその辺ちょっとあまりイメージができなかったものですから、評価のところにござっくりと書いてあったので、ぜひその辺のところをご説明いただければありがたいと思っております。

○岡本環境担当課長 分かりました。

変更区域外への移動を容易にするというのは、例えば、計画地を囲うなど完全に遮断し計画地内の種が絶滅することがないように、連続性を持った緑化部分などを通じて外との行き来ができるような環境をつくるなど、保全すべき動物種などが外とのつながりを持って存在できるように対策することで、環境保全対策を行うということです。

○鈴木委員 分かりました。

そうしますと、評価というところではなかなか入れにくいという感じになってしまうんでしょうかね。

○岡本環境担当課長 どうしてもちょっと定性的な形にはなるかと思います。

○鈴木委員 分かりました。どうもありがとうございます。

○行田会長 ありがとうございます。

それでは、伊藤委員から手が挙がっておりますので、伊藤委員のほうお願いいたします。

○伊藤委員 伊藤です。

1つは今の質問と全く同じところで、移動というのはどういうことを想定していて何を意味するのかちょっと分からないと思ったので、質問しようと思ったんですけども、それについては了解しました。

ただ、動物種によっても移動とか移動範囲から何かいろいろあると思うので、評価をするというときにどういう書き方になるのかというのは、ちょっとまだ想定できないところがあるので、この辺しっかりとそれぞれに対して答えられるようにすべきなのではないかなというふうに感じました。

あとかなり一般意見が来ていまして、生物に関しては注目されているというところですので、取扱いは非常に慎重にすべきかなと考えるんですけども、まず哺乳類に関しては重要種が実はいますよという指摘があったんですけども、これに関しては例えば文献であれば文献、ここにこのように載っているというのをしっかり明記した上で、それぞれについて何をするかということを書くべきだと思いますし、また何か指針なんかも多分あるんだとは思うんですけども、そのあたりも十分に考慮した上でまず最初の書類をつくるべきではないかなと感じました。

というのが私の意見というところなんですけども、もう一つ質問なんですけども、魚類のところに対してなんですけども、魚類調査がほかのものは4季調査されるということなんですけども、魚類だけ冬抜きの3季になっているということの理由はどういうところにあるのかということと、

あともう一つサケが遡上する河川ですのでというところで注目されている方がいるようなのですけれども、この調査でサケに関して実際の評価ができるのか、できる状態になっているのかというところをちょっとお伺いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○岡崎グループ長 ご質問ありがとうございます。魚類に関してまず冬の調査を行わない予定というところは、事前に既存の資料の中で冬でしか確認できないというような魚類はいないものと判断しておりましたので、冬季については今のところ調査を予定しておりません。

また、サケの遡上につきましては申し訳ありません、既存資料の中ではそういった情報がなかったというところがありまして、今のところサケの遡上に対してどういう対応をするかというところは、検討させていただければと思っております。

○伊藤委員 ありがとうございます。

ちょうど冬がサケあたりだと秋から冬にかけてかかってくるかもしれないですので、一般意見にも来ていますので、そのあたり少し注意されるとよろしいかなと感じました。

あともう一つだけすみません、こちらは意見なんですけれども、立地場所としてちょうど小さい川に挟まれていて、かつ林地が隣にあるという状況ですよね。そこに猛禽類が複数いるという情報が一般の方から出ているわけなんですけれども、猛禽類は森に止まって、そこから直近の草地だったりとか、その辺りに出かけて行って餌を取って帰ってくるということをよくやりますので、確かに影響がある可能性、その辺にちょうどいい林地があるので、影響が出てもおかしくないなという印象を持っているんですけれども、調査の範囲としてはしっかりとハビタットをカバーできているように思うので、適切かなとは思いますが、ここの林地にどこに何がただけではなくて、林地を利用している猛禽がどこから来てどこへ餌を取りに行ってしまうというような少し細かい部分十分に精査して、ここが例えばどれぐらい餌場として重要なのかとか、そのあたりを恐らくきっちりと評価することをやらないと後々大変かなというふうに感じましたので、そういう意見ということで述べさせていただきます。

以上です。

○岡崎グループ長 一般の方のご意見については、たくさん動物なり植物の情報を寄せられてはいるのですが、実際にはこの区域に限定した情報なのかどうかというところは定かではございません。恐らくはもう少し広い範囲での動植物の生息状況を情報提供されたのではないかなと考えております。

我々は現地調査のほうを既に行っておりまして、まだ結果は整理している段階なので、まだご報告できる状態ではないのですけれども、このご意見の中で上がっているものの中でも確認

しているものと確認していないものがありますので、今後の環境影響評価につきましては、基本的には現地で確認したものを対象に予測評価を行っていくということで考えております。

また、猛禽類につきましても事業区域南側のほうで生息しているというような情報を寄せられている状況ではありますが、現地調査を行った中ではこちらの林は特に注目して調査のほうを行っておりますが、現状では猛禽類の生息の確認というものはございません。この後まだ調査を行いますので、その中で注意して調査は行っていく予定ではありますが、現状としては猛禽類の生息する場ではないのではないかとはいえないかというふうには考えております。

○伊藤委員 ありがとうございます。承知しました。

その点をデータに基づいて正確にというか明確に今後説明する文書をつくるというところが説明する上では大事かなと感じました。

ありがとうございました。

○行田会長 それではほかにご意見、ご質問はございますでしょうか。

荒木委員、お願いします。

○荒木委員 荒木です。

植物の調査についての質問ですが、まず植物相についてスライドの説明だと目視確認となっています。これは一般的な手法として結構だと思うんですけども、仮に希少種が出てきた場合、その位置をGPSで記録するとか、あるいはせめて写真を撮っておく、または植物標本を採取して保存するとか、そういったことも検討されているのかについて教えていただけますか。

○岡崎グループ長 ご質問ありがとうございます。

植物相調査に関してですが、現地で希少な植物を確認した場合にはGPSで位置を確認しております。また、作業上の話ではありますが、GISを用いて位置情報は整理を行っております。あと現地で確認した個体については、各種全個体ではなくて、全種を網羅する形で現地写真を撮影しております。

○行田会長 ありがとうございます。

荒木委員、よろしいでしょうか。

○荒木委員 植物相については分かりました。

次に、植生調査についてもお聞きしたいんですが、調査時期が秋の1回だけということですが、湿地等もあり恐らく希少種が出るというところと春季にも調査をしたほうがいいのではないかとと思うのですが、これは秋だけに限定する理由は何があるのか、あるいは春も検討しているのか、併せて教えていただけますか。

○岡崎グループ長 希少種に関しましては、植物相調査の中で調査をしておりますので、植生調査の地点の植物相で調査を行っておりますので。

○行田会長 すみません、ちょっと声が聞き取りづらいようなんです。

○岡本環境担当課長 私のほうからご説明いたします。

植生の構造につきましては秋の1季としておりますが、こちらは内容につきましては植生図の作成調査になります。こちら植生図につきましてはコドラート内に年間を通じて安定的に生育している植物の被度を基に作成しようと考えております。被度を確認する植物に関しましてはそれが十分に成長して判別しやすくなっている秋季に1回行うこととしています。こちらは一番判別しやすいときに行うということが、精度を高めることになるのかと思いますので、年間を通じて安定的に生育している植物の一番判別しやすい時期ということで秋季を選んでいるというふうに考えているということをご理解いただければと思います。

こちらは河川水辺の国勢調査などにおきましても、植物の色調に変化の出やすい秋に1回以上実施するとされておりますので、大きくは外れていないと考えている次第であります。

○荒木委員 ご説明ありがとうございます。

いろいろと根拠があつてのことだということでそれでは結構なんです、湿地の調査を私もさいたま市内でいろいろやっていると、春季というよりは早春季に特に絶滅危惧種等が多く出現します。例えばアマナであったりとかヒキノカサであったりというのは4月になれば隠れてしまうといひましようか、地上部から姿を消すものが多く見られると、そのあたりは植物相調査で補うというお考えなのかもしれませんが、場合によっては量的な情報を出すというのがこういった設置を含むエリアでは求められるのではないかと思いますので、ここはお願いといひましようかコメントとして新規の植生調査も検討されてはいかがかということでお伝えしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○行田会長 ありがとうございます。

ほかに委員の先生方ご意見、ご質問等ありますでしょうか。

松川委員、お願ひします。

○松川委員 委員会意見と重なるところであるんですけど、大気質のところでは二酸化窒素の調査地点の選定理由を詳しく記載することというのは委員会意見でございましたけど、その他のものについても浮遊粒子状物質とか炭化水素、あるいは粉じんについてもどこで測定するかというので大分変わってくると思うので、そこら辺しっかりリーズナブルななぜそこを選んだか

というのを明確にしていただけたらと思います。

○岡本環境担当課長 準備書におきましては、こういった調査地点、こういった目的で何を取っているのかという理由が分かりやすいような形で補助的な記載を行うといった工夫をさせていただきます。

○松川委員 分かりました。

2点目なのですが、こちらも委員会意見と重なる部分であるんですけど、雨水排水の処理計画を記載することというのがあるんですけど、現状いただいている水質のマップとかでは、現場での農業用水の流れとか一切記載していないで、そこら辺どうなっているかをあらかじめ明確にさせていただいたほうがよろしいかなと思います。

それと、併せて下水道を引くなりどうするなりの雨水排水の処理を工事中とあと供用時とそれぞれ提示すべきかなと思います。

○行田会長 よろしいでしょうか、事業者のほうからいかがでしょうか。

○岡本環境担当課長 今のご質問は、農業用排水のような表面流水について詳細な流路などの情報が必要であるというご指摘だと理解しているのですが、よろしかったでしょうか。

○松川委員 現況と工事前後でどのようにそれが変わるかというのは明示されるべきかなと思います。

○岡本環境担当課長 分かりました。そちらのほうも準備書のときにきちんと明記するように準備いたします。

○松川委員 お願いいたします。

あとこれは全然専門外なのですが、調査計画書の分厚いほうのやつで167ページに文化財についてなのですが、上から5行目ぐらいですか、対象事業実施区域内には既知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないと書かれています。一方で174ページの文章の下から1行目ですけど、対象事業実施区域の南側に埋蔵文化財包蔵地が存在すると書いてございまして、あるのかないのかよく分からないのと、あと表の5.2-1で指定の有無で唯一文化財保護法による指定文化財等の所在場所というのがマルになっているので、これは調査書の中で矛盾しないようにお取りまとめいただけたらなと思いますが。

○岡本環境担当課長 今のご指摘についてご説明いたします。

先ほどの169ページの埋蔵文化財の包蔵地位置図に関しましては、対象事業実施区域内には存在せず南側の隣接する地域に存在するということを示しております。一方174ページ目のほうは文章のほう、こちらは正確に書いてあるのですが、対象事業区域の南側、これは内の南側

ではなくて、南側に隣接する地域という意味で書いてございまして、書き方が曖昧な形になっておりますので、準備書の中には修正させていただきたいと思います。

○松川委員 あくまで外ですということ。

○岡本環境担当課長 そうです。

その下の表の5.2-1のほうは、こちらは私どもの完全なミスでして、対象事業実施区域欄にバツ、その周辺の欄にマルと書くべきところが逆になっておりました。こちら準備書のほうできちんと修正させていただければというふうに考えております。大変申し訳ありません。

○松川委員 かしこまりました。よろしく願いいたします。

私のほうからは以上です。

○行田会長 ありがとうございます。

ほかに委員の先生方からご意見、ご質問等ありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、私からちょっと2点ほどコメントなんですけれども、まず先ほど作山委員のほうから調整池に関して自然的な景観をリスペクトすべきというようなご意見がありましたけれども、まさにこれは本当に同意するところで、特にこの辺見沼と呼ばれる沼のあるところだったということで、自然的にもせつかく調整池という本来の機能もあるのですが、なるべく自然景観に配慮したような形の調整池を造っていただくというようなことに配慮いただければと思います。

あともう一点ですが、先ほど伊藤委員のほうから意見書でかなりいろいろな意見が上がっていたということで、動物に関してはそういう事業者のほうからお答えいただいた面もあるのかと思いますが、それ以外の例えば水象とか地域の部分に関しては住民の方が切実ないろいろな意見を出されていますので、ぜひこの辺は十分配慮していただければというふうに思います。

私からは以上です。

○岡本環境担当課長 住民意見に関しましてはもう一度きちんと精査しまして、回答を作成する上に当たって真摯に対応させていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○行田会長 ありがとうございます。

それでは、ほかに委員の先生方がでしょうか、ほかにご意見、ご質問はございませんでしょうか。

それでは、以上をもちまして（仮称）農業及び食の流通・観光産業拠点整備事業（道の駅）

環境影響評価調査計画書についての審議はこれまでといたします。

審議につきまして、委員の皆様方からいただいたご意見を基に審議会としての答申を取りまとめたいと思います。

答申案につきましては事務局で作成し、それを委員の皆様へ一度ご確認いただきたいと思います。

最終判断は私に一任ということでよろしいでしょうか。

特に反対のご意見もなさそうですので、ありがとうございます。

それでは、これをもちまして議事を終了します。

それでは、進行を事務局へお返しします。

○和田課長補佐兼環境審査係長 ありがとうございます。

閉会の前に事務局から連絡事項がございます。

○尾崎主査 事務局から3点連絡事項を申し上げます。

まず、1点目は本日の議事録と答申案の確認についてでございます。

本日の議事録は市のホームページに掲載いたします。その前に委員の皆様へ内容をご確認いただきたいと思います。また、答申案につきましては本日欠席の委員にもご意見をお聞きした上で事務局で作成し、その後皆様にご確認をいただき、行田会長の最終判断をいただいて確定したいと思います。

2点目は市長意見でございます。

市長意見につきましては審議会答申を基に書面で作成いたします。市長意見書は事業者に送付いたしますが、その内容につきましては委員の皆様にもご報告いたします。

3点目は今後の予定についてお知らせいたします。

次回の予定でございますが、さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業に係る事後調査書が9月に提出されましたので、11月28日に技術審議会を開催する予定となっております。

その他の案件につきましては令和5年度の技術審議会の開催は現在のところ予定されておりませんが、手続中の案件、新規案件の進捗に合わせて改めてご連絡いたします。

事務局からは以上でございます。

○和田課長補佐兼環境審査係長 委員の皆様、長時間慎重なご審議いただきまして誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第42回さいたま市環境影響評価技術審議会を終了いたします。

長時間ありがとうございました。

○市川参事兼課長 会長、委員の皆様、本日は貴重なお時間を割いていただきましてありがとうございました。

午後 3時40分 閉会